

兵庫県 公民連携による外国人介護人材の活躍に向けた 取組に関する連携協定書

くすのき介護福祉事業協同組合（以下「甲」という。）と兵庫県（以下「乙」という。）は、公民連携による外国人介護人材の活躍に向けた取組に関する連携協定事業に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、即戦力として期待の高い特定技能1号（介護）外国人の確保及び育成について、甲と乙が相互に協力することにより、県内介護施設・事業所における質の高い外国人介護人材の確保を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲は、特定技能外国人の確保・育成及び育成した特定技能外国人の県内介護施設等への情報提供及び就職支援について協力するよう努めるものとする。

2 乙は、乙の実施するセミナーやホームページ等で甲の取組み内容について周知するものとする。

3 甲は商品パッケージ、広告等に「公民連携による外国人介護人材の活躍に向けた取組に関する連携協定締結法人」等である旨の表示をすることができる。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、本事業の協力に当たっては知り得た個人情報その他の秘密事項を、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、漏洩し、又は協定の目的以外に使用してはならない。

（協定の期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の末日までとし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙いずれからも書面により特段の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

2 前項の規定に関わらず、甲又は乙は、1ヶ月以上の予告期間をもって相手方に対して書面により通知することで、本協定を解約することができるものとする。

（協議事項）

第5条 本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議した上で定めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年10月1日

甲 兵庫県姫路市南町66番地
くすのき介護福祉事業協同組合

代表理事 笹山博司



乙 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県

兵庫県知事職務代理者
兵庫県副知事 服部洋平

